

## 社会福祉法人 すぎな会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎな会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会に出席した場合の費用弁償

一回につき	2,000円
-------	--------

(2) 評議員会に出席した場合の費用弁償

一回につき	2,000円
-------	--------

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

一回につき	2,000円
-------	--------

(4) 監事が監査をした時の費用弁償

一回につき	2,000円
-------	--------

(5) 役員が研修に参加した時の費用弁償

役員が研修に参加した時は、研修に要した旅費、交通費、宿泊費等の費用を弁償する。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規則は平成29年6月5日から施行する。
2. この規則は平成30年6月13日から施行する。